

群馬県警察災害警備実施要綱の制定について（例規通達）

令和3年3月1日

群本例規第3号（備二）警察本部長

〔沿革〕 令和3年3月群本例規第3号（備二）

（概要）

この規定は、大規模又は甚大な被害を生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県民の生命、身体及び財産の保護に万全を期すために警察措置について、基本的な事項等について定めたものである。